

平成17年4月25日

各位

上場会社名 五洋建設株式会社
コード番号 1893
代表者名 代表取締役社長 鉄村 和二郎
問合せ先 取締役兼常務執行役員
経営管理本部長 津田 映
(TEL. 03-3817-7545)

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成17年4月25日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

当社は、平成14年10月に前期（平成16年度）を最終年度とする中期経営計画「チャレンジ21」を策定し、自力再建のための経営改善に鋭意取り組んでまいりました。建設市場の急激な縮小に対応するため事業規模の縮小に見合った企業体質のスリム化を推進するとともに、利益重視、部門別業績管理の徹底により本業収益力の改善に努めた結果、利益目標は計画通り達成できる見込みです。また、財務面においても、関連会社の開発事業損失等の処理のため平成15年度には資本の無償減資を実施しましたが、平成16年度中間期には減損会計の早期適用、厚生年金基金の解散による退職給付債務・費用の削減、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債50億円の発行による資本増強など、当初計画を上回る改善が達成できる見込みです。

このように業績が順調に回復する中、さらに次代に向けて五洋建設グループが進化・発展するための橋頭堡を築くべく、現在、平成17年度から始まる新しい3カ年中期経営計画「Evolution（進化）21」を策定中です。新中期経営計画では、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念、中期ビジョンを明確化し、役職員で共有することによってビジネスマインドを高めるとともに、本業収益力の強化、企業体質のさらなる強化を図り、進化への布石を打つとともに、足固めをする計画です。すなわち、臨海部ナンバーワン企業としての当社の強み、技術力を活かして、国内土木は事業量の確保に、国内建築は利益重視の原則を堅持しつつ緩やかな拡大に、海外はグローバルトップのマリンコントラクターとして利益確保に取り組む計画です。計画最終年度の平成19年度には、連結売上高3,500億円程度に対して、経常利益135億円、当期利益50億円と、チャレンジ21に比して売上高は同程度ながら当期利益は2.5倍と大幅な増加を見込んでいます。なお、新中期経営計画の詳細につきましては、平成17年3月期決算の開示に合わせて発表する予定です。

こうした中、財務体質の更なる健全化を図り、安定した経営基盤を構築するため、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行することにいたしました。これにより計画最終年度には自己資本比率20%以上、有利子負債もこの3年間で500億円以上削減し、総資産に対して30%以下の水準まで削減する等、財務体質の強化が達成できる見込みです。また、株式への転換が円滑に進めば希薄化が生じますが、一株当たりの当期利益はそれ以上に増加する見込みです。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

記

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 社 債 の 名 称 | 五洋建設株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。） |
| 2. 社 債 の 発 行 価 額 | 額面100円につき金100円。 |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 新株予約権の発行価額の
算定理由（無償の理由） | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。 |
| 5. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 | 平成17年5月11日（水） |
| 6. 募 集 に 関 す る 事 項 | |
| (1) 募 集 の 方 法 | 第三者割当の方法により、全額をみずほ証券株式会社に割り当てる。 |
| (2) 発行価格（募集価格） | 額面100円につき金100円。 |
| (3) 申 込 期 間 | 平成17年5月11日（水） |
| (4) 申 込 取 扱 場 所 | 株式会社みずほコーポレート銀行 大手町営業部 |
| 7. 新株予約権に関する事項 | |
| (1) 新株予約権の目的たる
株 式 の 種 類 及 び 数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号②記載の転換価額（ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| (2) 新 株 予 約 権 の 総 数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計150個の本新株予約権を発行する。 |
| (3) 行 使 時 払 込 金 額
及 び 転 換 価 額 | ①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初193.8円とする。 |
| (4) 行使時の払込金額（転換価額）の算定理由 | 本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成17年4月25日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を2%上回る額とした。 |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (5) 新株の発行価額中の
資 本 組 入 れ 額
- (6) 行 使 請 求 期 間
- (7) 行 使 の 条 件
- (8) 転 換 価 額 の 修 正
- (9) 転 換 価 額 の 調 整
- 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入額は当該株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権付社債の社債権者は、平成17年5月12日から平成19年5月10日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。
- 当社が第8項第(6)号②もしくは③により本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が第8項第(6)号④記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が第8項第(12)号記載の償還金支払場所に提出された時以降、本新株予約権を行使することができない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ①本新株予約権付社債の発行後、平成17年6月10日を初回とする毎月第2金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の93%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が135.6円（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整および本号②による修正を受ける。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が261.6円（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。
- ②本号①による修正の結果、決定日価額が一度でも下限転換価額と同額となるかまたは下限転換価額を下回った場合には、翌月の決定日以降、下限転換価額は、108.5円（ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）に修正される。
- 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を交付する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式から、当社の有する当社普通

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されるもしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる権利（新株予約権を含む。）を付与された証券（新株予約権付社債を含む。）の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

(10) 消却事由及び消却条件

消却事由は定めない。

(11) 行使によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当社の普通株式の配当金については、行使請求がなされた日の属する営業年度の初めの日に転換があったものとみなして、これを支払う。ただし、商法第293条ノ5第1項に基づき、9月30日を同項に規定する一定の日とする中間配当制度をもうけるための定款変更をした場合は、行使請求により交付された当社の普通株式の配当金については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

(12) 行使請求受付場所

名義書換代理人 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(13) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

8. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

金150億円

(2) 各社債券の金額

金1億円の1種

(3) 社債の利率

本社債には利息を付さない。

(4) 償還期限

平成19年5月11日（金）

(5) 償還価額

額面100円につき金100円。

ただし、繰上償還の場合は本項第（6）号②乃至④に定める価額による。

(6) 償還の方法

①本社債は、平成19年5月11日にその総額を償還する。

②当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還する。

③当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第4金曜日（ただし、第4金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行った上で、翌月の第2金曜日に、

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 残存する本社債の全部（一部は不可）を額面１００円につき金１００円で、繰上償還することができる。
- ④本新株予約権付社債の社債権者は、第７項第(８)号により修正された転換価額が第７項第(８)号①に定義する下限転換価額と同額となった日以降は、当社に対して償還すべき日の２週間前に通知を行い、かつ当社の定める請求書（以下「繰上償還請求書」という。）に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて第(１２)号記載の償還金支払場所に提出することにより、その保有する本社債の全部または一部を額面１００円につき金１００円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- ⑤本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ⑥本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
- (７) 社 債 券 の 様 式 無記名式とする。
- (８) 担 保 の 有 無 なお、本新株予約権付社債は商法第３４１条ノ２第４項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- (９) 財 務 上 の 特 約 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
- (10) 取 得 格 付 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第３４１条ノ２に定められた新株予約権付社債であって、商法第３４１条ノ３第１項第７号および第８号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。
- (11) 社 債 管 理 会 社 取得していない。
- (12) 償 還 支 払 事 務 取 扱 者 本新株予約権付社債は、商法第２９７条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。
- (償 還 金 支 払 場 所) 五洋建設株式会社 経営管理本部財務部
- (13) 登 録 機 関 該当事項無し
9. 上 場 申 請 の 有 無 無し
10. 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

[ご参考]

1. 資金の用途

(1) 今回の調達資金の使途

手取概算額 14,880 百万円は、運転資金ならびに設備投資資金等に充当する予定であります。

(2) 前回の調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

平成 17 年 3 月期の業績については、平成 16 年 11 月 18 日発表の業績予想（連単とも）に変更はありません。新中期経営計画「Evolution（進化）21」の概要につきましては、5. をご参照下さい。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分および配当決定にあたっての基本方針

当社は、事業収益拡大並びに経営基盤と財務体質を強化し、株主の皆様に対する長期的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(2) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	4.31 円	△50.88 円	4.28 円
1 株当たり配当金	2.5 円	—	—
実績配当性向	58.0%	—	—
株主資本当期純利益率	2.9%	△41.8%	4.3%
株主資本配当率	1.7%	—	—

(注) 当期純利益率は、決算期末当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

(注) 株主資本配当率は、決算期末の配当総額を株主資本（期首の資本の部の合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

(3) 過去の利益配分ルール of 遵守状況

該当事項はありません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、直近（本日平成 17 年 4 月 25 日）の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 19.6%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	120 円	51 円	151 円	198 円
高 値	133 円	162 円	228 円	203 円
安 値	36 円	51 円	137 円	176 円
終 値	51 円	150 円	200 円	187 円
株価収益率	—	35.0 倍	—	—

(注) 平成18年3月期については、平成17年4月22日現在で表示しております。

(注) 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成17年3月期の株価収益率については現時点では不明ですので、表示しておりません。

(3) 過去3決算期間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

	増資額	増資後資本金
平成16年8月6日から12月28日まで	2,500 百万円	20,570 百万円

平成16年8月5日に第三者割当により発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換(資本組入額2,500百万円、資本準備金組入額2,500百万円)

4. 割当予定先の概要

割 当 予 定 先 の 氏 名 又 は 名 称		みずほ証券株式会社	
割 当 金 額 （ 額 面 ）		金 15,000,000,000 円	
払 込 金 額		金 15,000,000,000 円	
割当予定先の内容	住 所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代 表 者 の 氏 名	取締役社長 福田 眞	
	資 本 の 額	195,146 百万円	
	事 業 の 内 容	証券業	
	大株主及び持株比率	株式会社みずほコーポレート銀行 81.5% 農林中央金庫 18.5%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定 先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当 社の株式の数	普通株式 39,000 株
	取 引 関 係 等		証券取引
	人 的 関 係 等		なし

(注) 資本の額、出資関係は、平成17年3月31日現在のものです。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

5. 新中期経営計画「Evolution（進化）21」（平成17～19年度）の概要

●基本方針 ～「再建」から「進化」へ

○CSRの推進 ～進化の羅針盤

- ・経営理念、中期ビジョンの明確化・共有化
- ・CSRの全社展開

○本業収益力の強化 ～進化への布石

- ・利益重視の徹底と選択と集中の更なる推進
- ・臨海部ナンバーワン企業の強みを活かす
- ・ブランド技術による将来有望市場の開拓

○企業体質の強靱化 ～進化への足固め

- ・バックオフィス改革（シェアードサービスセンターの設置等）
- ・財務体質の更なる健全化 ～資本の充実と資産の圧縮

資本増強（CB150億円の発行）、保有不動産売却等による資産圧縮、有利子負債削減

●部門別方針

- 国内土木： 臨海部の強みを活かす ～ブランド技術の開発とそれを活かした営業展開
- 国内建築： 自立から貢献へ ～利益重視の基本原則を堅持しつつ緩やかな拡大
- 海外： 得意分野への集中 ～グローバルトップクラスのマリンコントラクター

●連結業績目標（最終年度）イメージ

- 損益目標： 売上高3,500億円規模に対して、当期利益50億円
- 財務目標： 一株当たり当期利益10円以上、自己資本比率20%以上、有利子負債総資産比率30%以下
- 最終年度（平成19年度）業績目標

（単位：億円）

	中期経営計画 『チャレンジ21』 （平成16年度見込み）		新中期経営計画 『Evolution21』 （平成19年度目標）	
	単体	連結	単体	連結
【損益目標】				
売上高	3,180	3,500	3,270	3,550
売上総利益	290	315	320	348
一般管理費	180	200	170	188
営業利益	110	115	150	160
経常利益	80	90	125	135
当期利益	15	20	45	50
【財務目標（連結）】				
一株当たり利益	約5円		10円以上	
自己資本比率	約11%		20%以上	
有利子負債残高	1,650億円		1,100億円以下	
	総資産比率約40%		総資産比率30%以下	

※平成16年度見込み：平成16年11月18日発表

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。